

相続定期貯金

取扱期間 2026年8月24日(月)～2026年9月30日(水)



【お預け金額】

100万円以上で「相続で受け取られたご貯金」の範囲内

期間 1年

0.60%

(税引後 年0.478%)

※すでに当JAにお預け入れの相続人名義の貯金(相続によらない貯金)でのお預け入れはできません。

※個人の方のみに限ります。※お預け入れは自動継続に限らせていただきます。※表示の金利は当初の約定期間のみで、ご継続後は店頭表示金利となります。※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。※満期日前にご解約された場合は、JA所定の中途解約利率を適用いたします。※貯金保険制度の付保対象貯金です。1JAごとに貯金者1人当たり元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(決済用貯金以外の複数の貯金口座がある場合には、それらの貯金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)※その他、各商品の注意事項に関しましては店頭にて説明書をご用意しております。



JA京都中央

本店信用部 ☎075-955-8572

<https://kyo-ja.com/>

JA京都中央

検索

神足支店 ☎075-951-1188
乙訓支店 ☎075-951-4384
海印寺支店 ☎075-952-3121
大山崎支店 ☎075-956-2135
向日支店 ☎075-933-1161

大原野支店 ☎075-331-0211
久世支店 ☎075-921-2166
羽束師支店 ☎075-921-6131
淀支店 ☎075-631-3337
洛南支店 ☎075-601-6175

向島支店 ☎075-601-2136
岩倉支店 ☎075-781-8228
高雄支店 ☎075-872-1230
竹田出張所 ☎075-647-7337

くわしくは各支店窓口
または渉外担当者に
ご相談ください



スマホ・タブレットからもアクセス!

相続定期貯金

【商品概要】



商品名

相続定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）

預入対象者

相続により貯金を受け取られた日から1年後の月末までに、お預け入れいただける個人のお客様。

お預入期間

◎1年（スーパー定期貯金＜単利型＞）
◎自動継続による取扱とします。（元金継続または元利金継続）

お預入金額

100万円以上で「相続で受け取られた貯金」の範囲内。
※既に当JAにお預け入れしている相続人様名義の貯金（相続によらないもの）でのお預け入れはできません。

適用金利

年0.50%（税引後 年0.398%）
※お預入時の約定利率を満期日まで適用いたします。なお、満期日以降の適用金利は店頭表示利率を適用します。
お利息には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の分離課税がかかります。

満期時の
お取り扱い

自動継続扱となりますので、満期日（継続日）におけるスーパー定期貯金の店頭表示金利を預入期間および預入金額に応じて適用し、その金利は満期日まで適用いたします。

中途解約時の
お取り扱い

満期日前にご解約された場合は、JA所定の中途解約利率を適用いたします。

貯金保護制度
（公的制度）

1JAごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（決済用貯金以外の複数の貯金口座がある場合には、それらの貯金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

必要書類

「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。

(1) 当JAで相続手続された方

- ① 本人確認書類
- ② お届印

(2) 他金融機関で相続手続をされた方

- ① 本人確認書類
- ② お届印
- ③ 他金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類
（金融機関に提出した相続手続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書など）
- ④ お預入される方が相続人であることを確認できる書類
（戸籍謄本（または改製原戸籍謄本）、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）、金融機関に提出した相続依頼書）
- ⑤ 相続による取得金額が確認できる書類
（他金融機関に提出した相続手続依頼書、被相続人名義の解約済み通帳・計算書など）

※他金融機関で相続手続をされた方で「遺産分割協議書」を提示される場合は、上記③～⑤の提出は必要ありません。

その他

この定期貯金はATMでのお取扱いはできません。



※くわしくは各支店窓口、または渉外担当者にご相談ください。

 JA京都中央

<https://kyo-ja.com/>

©よりぞう